

平成24年度以降も競争性の無い随意契約とならざるを得ないもの(平成23年度第3四半期分)

(府省名:内閣本府)

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職者数(上段)は役員数)	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知の根拠区分	備考
勲章等の製造購入(下半期)	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 二村二三男 東京都千代田区永田町1-6-1	平成23年10月3日	独立行政法人造幣局 大阪府大阪市北区天満1-1-79	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	1,091,923,696	—	—	勲章及び褒章等の栄典の授与は、国家又は公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行為を顕彰する必要な制度であり、天皇の国事行為とされている。上記のような特殊性に鑑み、勲章等の製造については競争になじまないため	原則によらない	
石家荘移動式処理事業(環境バックグラウンド調査)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年10月11日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	15,983,438	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
「ワールドスリープ2011」会場借料	支出負担行為担当官 日本学術会議事務局 齋藤 敦 東京都港区六本木7-22-34	平成23年10月14日	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区 岩倉大鷲町422	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	9,114,577	9,114,577	100.00	—	日本学術会議の共同主催が決定される段階で、会場も決定されているため。	(2)①イ(ハ)	
石家荘処理場用地の借用等	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年10月17日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	48,500,027	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
遺棄化学兵器輸送用耐爆チャンパー修理部品の日本からの輸入に関する諸手続きの実施	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年11月1日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	8,596,840	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
石家荘移動式処理事業(石家荘アクセス道路用地の測量・土質調査)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年11月10日	中華人民共和国 北京市朝陽区吉慶里14号佳匯国際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	4,991,870	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	

平成24年度以降も競争性の無い随意契約とならざるを得ないもの(平成23年度第3四半期分)

(府省名:内閣本府)

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職者数(上段)は役員数)	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知の根拠区分	備考
平成24年度一般会計予算書等の購入	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 二村二三男 東京都千代田区永田町1-6-1	平成23年11月24日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	3,771,929	—	—	予算書等は、各府省から財務省を経由し独立行政法人国立印刷局において情報を集約し印刷されているものである。したがって、予算書等の情報は独立行政法人国立印刷局が有しており、予算書等を製本できる者が他にいないため。	(2)①ハ	
国家公務員等の身分証カードの購入	支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 田中愛智朗 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	平成23年11月24日	NTTコミュニケーションズ株式会社 東京都港区海岸1-2-20	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	1,842,750	1,842,750	100.00	—	国家公務員ICカード等については、NTTコミュニケーションズ(株)が開発した公務員カード等発行管理端末、入退館システム及び国家公務員ICカード認証システムの利用が条件となっているため	(2)①ニ(ヘ)	
ハルビン処理場用地の現場測量	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年12月1日	中華人民共和国 北京市朝阳区吉慶里14号佳匯國際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	3,898,481	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
石家荘移動式処理事業におけるリスク評価の実施	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年12月1日	中華人民共和国 北京市朝阳区吉慶里14号佳匯國際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	4,267,037	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
石家荘移動式処理事業(設備基礎設計用地質調査)	分任支出負担行為担当官 内閣府大臣官房 遺棄化学兵器処理担当室長 中島 明彦 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館	平成23年12月1日	中華人民共和国 北京市朝阳区吉慶里14号佳匯國際中心18階 中国外交部日本遺棄化学兵器問題処理弁公室 処長 孫 忠宝	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号 外国で契約をするとき(中国政府)	非公表	3,158,776	—	—	外国で契約するとき(中国政府)	(2)①イ(ロ)	
公益認定等委員会事務局に係る事務室等の賃貸借(1階倉庫の追加)	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 二村二三男 東京都千代田区永田町1-6-1	平成23年12月5日	森ビル株式会社 東京都港区六本木6-10-1	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	1,453,105	1,453,105	100.00	—	当該調達は、独占的なものであり、競争できないため	(2)①ロ	

平成24年度以降も競争性の無い随意契約とならざるを得ないもの(平成23年度第3四半期分)

(府省名:内閣本府)

契約の名称及び内容	契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び所在地	随意契約によることとした会計法令の根拠条項及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職者数(上段()は役員数)	随意契約によらざるを得ない事由	財務大臣通知の根拠区分	備考
遺棄化学兵器廃棄処理事業用防護衣の点検の予備廃棄処分	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 二村二三男 東京都千代田区永田町1-6-1	平成23年12月12日	東洋紡績株式会社 東京都品川区東五反田2-10-2	会計法29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため。	非公表	1,553,475	—	—	当該防護衣のスペックについては、防衛上の機密事項であることから公開されておらず、開発社である受注者のみが実施可能であるため。	(2)①ニ(ヘ)	
「科学・技術フェスタin京都2011(講演会・シンポジウム)」における会場の設備機器使用料等一式	支出負担行為担当官内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション)担当 泉 紳一郎 東京都千代田区霞が関3-1-1	平成23年12月13日	公益財団法人国立京都国際会館 京都府京都市左京区岩倉大鷲町422	会計法第29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため	非公表	6,942,739	—	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①ロ	
健康診断及び全身計測装置ホールボディカウンタ等を用いた検診による内部被ばく線量評価業務	支出負担行為担当官 内閣府大臣官房会計担当参事官 二村二三男 東京都千代田区永田町1-6-1	平成23年12月14日	独立行政法人放射線医学総合研究所 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1	会計法29条の3第4項 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため。	非公表	1,074,450	—	—	他に、当該サービスを提供することが可能な者が存在しないため	(2)①ニ(ヘ)	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性の無い随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」口記1. (2)①の区分(例:イ(ロ))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。
5. 単価契約に係る契約金額については、年間見込み額を記載している。